

静岡県告示第251号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、静岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（令和元年12月24日静岡県公表）の一部を次のように変更したので、同条第10項の規定において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

2の表を次のように改める。

第一種特定海洋 生物資源	令和元年 (平成31年)		令和2年	
	管理期間	管理量	管理期間	管理量
まあじ	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まいわし	1月から12月	若干	1月から12月	若干
まさば及び ごまさば	令和元年7月 から 令和2年6月	10,000 トン	令和2年7月 から 令和3年6月	(注)
するめいか	平成31年4月 から 令和2年3月	若干	令和2年4月 から 令和3年3月	若干

(注) 令和2年のまさば及びごまさばの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。